平成２９年（フ）第４９４０号
大阪府門真市沖町17番22号
債務者　岸良塗装こと　岸良　正雄
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９４号
大阪市東淀川区菅原６丁目12番10号　菅原メゾン　303号
債務者　小田　浩
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１８号
大阪市都島区都島北通１丁目10番15―406号
債務者　川相　一郎
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０２３号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所三重県亀山市川合町798番地８　第３アーバンハイツ　203号室
債務者　西　幸保
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８０号
大阪府高槻市唐崎中４丁目10番39号
債務者　唐橋　種子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２０７号
大阪府吹田市垂水町１丁目20番30号（201）
債務者　岩田千加子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２５９号
大阪府四條畷市砂１丁目11番27号
債務者　中西　隆保
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９３号
大阪府箕面市箕面８丁目19番15号
債務者　岡本　隆志
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２５号
愛知県安城市今本町７丁目４番地２　サンモール205
債務者　小瀬良新二
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４６２号
さいたま市西区大字二ツ宮474番地１　県営二ツ宮団地202号、旧住所埼玉県蕨市北町１丁目19番20号　フロントピア蕨102号
債務者　赤堀　恵子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
山口県美祢市豊田前町麻生下625番地
債務者　佐伯　清貴
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２１５号
岡山県笠岡市吉田4779番地１
債務者　中藤須惠子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４５２号
静岡県浜松市西区大平台３丁目27番30号ハピネス池谷101号、前住所静岡県浜松市西区舞阪町長十新田278番地
債務者　徳増　寿
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０２７号
大阪府門真市中町９番13号　エクセル古川橋103号
債務者　吉谷　幸江
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６５号
大阪府摂津市千里丘東１丁目４番16―302号ミルコリーヌ
債務者　成政　留美
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３号
熊本県天草市志柿町5304番地70　知ヶ崎団地284号、前住所熊本県天草市佐伊津町709番地５
債務者　小牧　操
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部